

改正

平成16年12月15日訓令第64号

平成17年3月31日訓令第13号

平成19年3月16日訓令第1号

平成19年3月31日訓令第7号

新上五島町行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、新上五島町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、会計管理者、教育長、各支所長及び各課（次・局・事務）長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課及び財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成16年12月15日訓令第64号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日訓令第13号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月16日訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月31日訓令第 7 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。